

在デンバー日本国総領事館 領事部

平成28年メールマガジン第5号（2016年3月2日送信）

★★

【今号の内容】

●マイナンバーを有しない人が日本に送金する場合について

★★

●マイナンバーを有しない人が日本に送金する場合について

わが国においては昨年10月からマイナンバー制度が開始していますが、日本国に居住していない（住民登録をしていない）方にはマイナンバーは付番されないことは、既にみなさまにご案内申しあげているとおりです（平成27年11月23日送信メールマガジン第32号）。

最近、海外に住んでいる人はマイナンバーがないため、外国から日本の口座に送金しようとしても、日本の銀行側で拒否される、という懸念が流布し始めています。この点につきまして、金融庁は、マイナンバーがないことのみを理由に金融機関が送金または送金された金銭の払出しを拒否することはない、と述べていますので、みなさまにお伝えします。ただし、日本に住んでいないことを当該金融機関に届出ておく必要があるようです。

この件についての詳細は、どうぞ以下のサイトをご参照ください。

内閣府

- ・金融機関における非居住者が行う国外送金手続きとマイナンバーについて

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/pdf/280222_kokugaisoukin.pdf

- ・マイナンバー社会保障・税番号制度

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

=====

在デンバー日本国総領事館 領事部

Consulate-General of Japan in Denver

1225 17th Street, Suite 3000

Denver, CO 80202

TEL:303-534-1151

FAX:303-534-3393

E-mail: cgjd-consular@de.mofa.go.jp

Website: <http://www.denver.us.emb-japan.go.jp>